

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第4回）
啓発等必要な諸施策について

2020年2月18日
文責 弁護士 森 保道

下線は森、一般的意見等はARC平野裕二の子どもの権利・国際情報サイトより

第1 子どもの権利基盤アプローチ 子どもの意見を聴かれる権利

1 子どもの権利の啓発・教育の必要性 特に子どもの意見を聴かれる権利の重要性

○国連子どもの権利委員会 一般的意見5号「実施に関する一般的措置」（2003年）

第42条：条約をおとなにも子どもにも同様に周知させる

「締約国は、この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する」

66. 個人は自分にどのような権利があるのか知る必要がある。伝統的に、すべてとは言わないまでもほとんどの社会で、子どもは権利の保有者と見なされてこなかった。そこで第42条がとくに重要となる。子どものまわりのおとな、子どもの親その他の家族構成員、教員および養育者が条約の意味するところを、そしてとくに条約において権利の主体としての子どもの平等な地位が確認されていることを理解していなければ、多くの子どもにとって、条約の定める権利が実現されることはきわめて望み薄である。

68. 子どもたちは自分の権利についての知識を身につけなければならない。委員会は、あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般についての学習を編入することをとくに重視している。

「教育の目的（第29条1項）」と題する委員会の一般的意見1号（2001年）もこれとの関係で読まなければならない。第29条1項は、子どもの教育が「人権および基本的自由の尊重……を発展させること」を目的として行なわれるよう求めている。一般的意見は次のように強調している。「人権教育においては、人権条約の内容に関する情報が提供されるべきである。しかし子どもは、人権基準が家庭であれ学校であれ地域社会であれ実際に実施されるのを目にすることを通じて、人権について学ぶべきなのである。人権教育は包括的な、生涯に渡るプロセスであるべきであり、かつ、子どもの日常的な生活および経験における人権の価値観を振り返るところから開始されるべきである」[19]。

69. 同様に、条約についての学習は、子どもとともにおよび子どものために働くすべての者の初任時研修および現職研修に統合されなければならない（前掲パラ53参照）。委員会は、条約採択10周年を記念して開催された、実施に関する一般的措置についての会合ののちに行なった勧告を、締約国に対して推奨する。委員会は、そのなかで以下のことを想起している。「子どもの権利に関する普及および意識啓発〔は〕、講義ではなく社会的変革、相互交流および対話の過程としてとらえられたときにもっとも効果的になる……。意識啓発には、子どもおよび若者を含む社会のあらゆる層を関与させるべきである。青少年を含む子どもには、その発達しつつある能力を最大限に活用して自己の権利に関する意識啓発に参加する権利がある」。

- 2 文科省等との連携は不可欠 政府として児童虐待防止対策の強化に向け、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むとしており、上記1を推進するためには、文科省等との連携は不可欠である
- 3 施策に子どもたちが意見を伝えることができるように パブコメでのふりがなは一つの試みであったが、子どもがアクセスしやすく理解しやすい子ども向けのサイトを作成するなどして、子どもが各種の特に子どもに関する施策に意見を表明しやすい環境を作る必要がある
- 4 乳幼児の意見および気持ちも尊重されなければならない

国連子どもの権利委員会一般的意見7号「乳幼児期における子どもの権利」(2005年)

5○国連子どもの権利委員会一般的討議「意見を聴かれる子どもの権利」(2006年)

17. 委員会は、締約国に対し、子育てに関する親の教育をさらに促進するとともに、条約に掲げられた諸権利およびとくに子どもの意見表明権に関する情報を親に普及するよう勧告する。これらの権利は家族全体にとって利益となるものだからである。

○国連子どもの権利委員会 一般的意見12号「意見を聴かれる子どもの権利」(2009年)

1. 家庭における実施

90. 子どもがもっとも若い年齢から自由に意見を表明でき、かつそれを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり、かつ、より幅広い社会において子どもが意見を聴かれる権利を行使するための準備の場である。子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ子どもの社会化を支援するうえで役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす。

91. 条約は、子どもに適当な指示および指導を行なう親その他の法定保護者の権利および責任を認めている(前掲パラ84参照)が、それは子どもがその権利を行使できるようにするためであることを強調するとともに、指示および指導が子どもの発達しつつある能力にしたがって行なわれることを求めている。

92. 締約国は、親、保護者および保育者に対し、子どもに関わるあらゆる事柄について子どもたちの声に耳を傾け、かつその意見を正当に重視するよう、立法および政策を通じて奨励するべきである。親に対してはまた、社会のあらゆるレベルで自由に自己の意見を表明し、かつその意見を正当に考慮される権利の実現に関して子どもたちを支援することが望ましいという助言も与えられるべきである。

93. 意見を聴かれる子どもの権利を尊重する子育てスタイルの発展を支援するため、委員会は、締約国が、すでにある前向きな行動および態度をもとにそれらをさらに発展させ、かつ条約に掲げられた子どもおよび親の権利に関する情報を普及する親教育プログラムを推進するよう勧告する。

94. そのようなプログラムでは次のような問題を取り上げる必要がある。

- ・ 親子間の相互尊重関係
- ・ 意思決定への子どもの関与
- ・ 家族構成員全員の意見を正当に重視するという意味
- ・ 子どもの発達しつつある能力の理解、促進および尊重
- ・ 家庭内で意見が食い違うときの対処方法

96. メディアは、親に対し、その子どもの参加は子ども自身、その家族および社会にとって高い価値を有するものであることを伝えるうえで強力な役割を果たすべきである。

国連子どもの権利委員会一般的意見13号「あらゆる形態の暴力から解放される子どもの権利」(2011年)

3. 概要。この一般的意見は、以下の基本的前提および所見を基盤とするものである。

(a) 「子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できず、子どもに対するあらゆる暴力は防止可能である」[1]。

(b) 子どもの養育および保護に対する子どもの権利基盤アプローチのためには、子どもをもっぱら「被害者」として見るのではなく、権利を有する個人としての子どもの人間としての尊厳ならびに身体的および心理的不可侵性を尊重しかつ促進する方向へのパラダイム転換が必要である。

(c) 尊厳という考え方は、すべての子どもが権利の保有者として、かつ、個人の人格、特有のニーズ、利益およびプライバシーを有する、かけがえのない、価値あるひとりの人間として承認され、尊重されかつ保護されることを要求する。

(d) 法の支配の原則は、おとなに対して適用されるのと同様に、子どもに対しても全面的に適用されるべきである。

(e) 意見を聴かれ、かつその意見を正当に重視される子どもの権利があらゆる意思決定プロセスにおいて体系的に尊重されなければならない、かつ、子どものエンパワーメントと参加が、子どもの養育および保護のための戦略およびプログラムの中心となるべきである。

63. 第12条 (意見を聴かれる権利)。 委員会の見解では、子ども参加は保護を促進するのであり、かつ子どもの保護は参加の鍵である。 意見を聴かれる子どもの権利は、暴力の被害をとくに受けやすい乳幼児からすでに始まっている。子ども保護プロセスのあらゆる段階で、義務的措置として子どもの意見が促され、かつ正当に重視されなければならない。意見を聴かれる子どもの権利は、暴力の状況においてとりわけ関連性を有する(委員会の一般的意見12号(2009年)、パラ118以下参照)。家族および子育てに関して、委員会は、この権利が、家庭および家族におけるあらゆる形態の暴力に対する予防的役割を果たすと表明した。委員会はさらに、防止戦略一般および学校における防止戦略の策定、とくに学校におけるいじめその他の形態の暴力の解消および防止への子ども参加の重要性を強調する。子どもたち自身の暴力解消能力の強化を目的とした取り組みおよびプログラムが支援されるべきである。 暴力を経験することは本質的にディスエンパワーメントにつながるもので、子どもの保護のための介入が子どものさらなるディスエンパワーメントをもたらすのではなく、むしろ慎重なファシリテーションに基づく参加を通じてその回復および再統合に寄与することを確保するため、配慮のある措置が必要である。委員会は、とくに周縁化されたおよび(または)差別された集団が参加の障壁に直面していることに留意する。子どもは暴力の影響をもっとも受ける集団のひとつであることが多いため、これらの障壁に対応することは、子どもの保護にとってとりわけ関連性がある。

第2 積極的(肯定的)な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育ての推進

権利基盤(ライツベースト)アプローチとエビデンスベーストアプローチの必要性・重要性

- 栃木県での取り組み:リーフレット「パパ、ママみてみて!!」
- 京都府での取り組み:ペアトレを要約したリーフレット・ほめかた絵本
- 日本肢体不自由児協会・心身障害児総合医療療育センター:リーフレット「子どもたちに肯定的な注目を」
- ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング・ペアレントメンター
- 様々なペアレンティングプログラム コモンセンスペアレンティング トリプルP ポジティブ・ディシプリンなど
- 様々な場面で広く実施できる簡易なプログラムが必要
- 江東区「KOTOハッピー子育てトレーニング講座(入門編)」
- ティーチャーズトレーニング
- 「学校全体で取り組むポジティブな行動支援」(徳島県立総合教育センターHP)
http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/?page_id=58
- 「PBIS Positive Behavioral Interventions & Supports」(OSEP TECHNICAL ASSISTANCE CENTER)
<https://www.pbis.org/>

第3 調査

- 国連子どもの権利委員会一般的意見13号「あらゆる形態の暴力から解放される子どもの権利」(2011年)
 - 42. 行政上の措置には、あらゆる形態の暴力から子どもを保護するために必要な政策、プログラム、監視および監督制度を確立する政府の義務が反映されるべきである。これには以下のものが含まれる。
 - (a) 国および地方の政府レベル
 - (v) 世界的基準に一致する形で作成され、かつ国内で定められた目標および目的にあわせて修正されかつそれを指針とする指標に基づき、諸制度、サービス、プログラムおよび成果が体系的に監視および評価されること(効果分析)を確保する目的で、包括的かつ信頼できる全国的データ収集システムを確立すること。

○世界保健機関（WHO）「INSPIREE：子どもに対する暴力撤廃のための7つの戦略」

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）

○定期的に全生徒を対象とした学校アンケートを実施することは実態把握のために非常に重要である

「体罰実態調査の在り方を考える— 桜宮高校体罰事案から学ぶもの — 文教科学委員会調査室」（立法と調査 2013.12 No.347（参議院事務局企画調整室編集・発行））

https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20131202102.pdf

第4 ガイドラインをあらゆる場面・環境に

子どもの権利条約・国連子どもの権利委員会は、体罰の定義について家庭と学校とで区別しておらず、どんなに軽いものであっても「体罰」に該当するとしています。

今回のガイドラインの定義は、学校等にもあてはまることを明確にし、対応する必要があります。

第5 心理療法・トラウマケアを受ける権利の保障

○子どもの権利条約第39条「締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。」

○子どもの権利条約に基づく第4回・第5回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書「50. 効果的な心理療法を実施できる体制が圧倒的に不足しており、社会的養護のほとんどの子どもには適切で充実したトラウマケアを受ける機会がない状況を改善するべきである。」（19頁）

○杉山登志郎医師「こころの科学 発達性トラウマ障害のすべて 2019年8月発刊 1頁」

「全国児童相談所児童虐待相談対応件数は驚異的な増加を示し、2017年において、周知のように13万件を超えた。」「増加の大きな要因は、これまで治療ができていなかったからである。治療を受けずに放置されると、子ども虐待は次の世代に拡がってゆく。」「トラウマ処理という特殊な精神療法は、ようやく専門家の注目を集めるようになった。この手技がなぜ必要なのか。それは、今日、子ども虐待をはじめとして、トラウマが溢れているからである。震災、性被害、いじめ被害、配偶者暴力などなど。これらのトラウマを負った子どもと大人の治療が必要とされている。しかもトラウマを中核に抱えた症例の場合、従来の精神療法は役に立たない。」「振り返れば平成は発達障害の時代であった。令和はトラウマの時代になるのではないか。」

○心理療法アクセス改善（IAPT）：「心理療法がひらく未来—エビデンスにもとづく幸福改革」（リチャード・レイヤード他著）

○トラウマ・インフォームドケア アタッチメント・インフォームドケア

第6 その他

○子どもの権利基本法制定・子どもの権利条例

○独立した監視・救済機関設置 子どもオンブズパーソンなど 地方自治体でも

○総合調整機関設置

○その他総合的・包括的施策の必要